

平成 30 年度の主な改正点

- I バリアフリー化の義務付けがある 1,000 ㎡以上の改築等について、法令・条例で定める設置基準を上回る整備も新たに支援の対象になります。

【対象となる改修の例】

- ・ 客室総数が 50 室以上の施設で、車椅子使用者客室を既に 1 室設置しており 2 室目以降を整備
- ・ 客室総数が 50 室未満の施設で、車椅子使用者客室を整備
- ・ 車椅子使用者用便房やオストメイトを設置されている設置基準を満たした便所を既に 1 箇所設置しており、2 箇所目以降を整備
- ・ 出入口の幅が 85 cm 以上で手すりが設置されている等の設置基準を満たした浴室を既に 1 箇所設置しており、2 箇所目以降を整備

※法令・条例で設置を義務付ける箇所数が明確に定められている施設を対象にします。

- II バリアフリー化の義務付けがない 1,000 ㎡未満の改築等について、補助率及び補助限度額を引き上げます。

補助対象経費	施設が行う改築等の規模	29 年度		30 年度	
		補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
バリアフリー化整備事業 (施設整備)	1,000 ㎡未満	1 / 2	500 万円	2 / 3	3,000 万円
	1,000 ㎡以上 ^{※1}	補助対象外		1 / 2	2,000 万円
ユニバーサルデザインルームの改修(施設整備)	1,000 ㎡未満	1 / 2	700 万円	2 / 3	4,200 万円
	1,000 ㎡以上 ^{※1}	補助対象外		1 / 2	2,800 万円
バリアフリー化整備事業 (備品購入)	1,000 ㎡未満	1 / 2	200 万円	2 / 3	270 万円
	1,000 ㎡以上 ^{※1}	補助対象外		1 / 2	200 万円
コンサルティング	全施設	1 / 2	25 万円	2 / 3	34 万円

※1 法令・条例で定める基準を超えるバリアフリー化を実施する場合